

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 8 月 17 日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事 大橋 哲郎

調達機関番号 590 所在地番号 14

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 高尾みころも霊堂エレベーター棟・渡り廊下新築その他(第1期)工事
- (3) 工事場所 東京都八王子市狭間町1992番地 他
- (4) 工事内容 本工事は次に掲げる施設の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の一部を行うものである。
敷地面積 37,805.93 m²
建物用途 [エレベーター及び階段]
工事種目・構造・規模
 - 1) [エレベーター棟] 鉄骨造 2階建て
建築面積 59.41 m²
延べ面積 92.53 m²
 - 2) [渡り廊下] 鉄骨造 平屋建て
建築面積 22.01 m²
 - 3) [歩廊] 鉄骨造
幅約 3m × 長さ約 85m
 - 4) [植栽] 移植、芝張り
- (5) 工期 平成 24 年 3 月 30 日まで。
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配

置を求めることとする。

2 競争参加資格

下記の(1)から(11)に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から平成23・24年度有資格者名簿[建設工事]のうち関東・甲信越ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東・甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 厚生労働省の平成23・24年度有資格者名簿[建設工事]のうち関東・甲信越ブロックにおける建築一式工事において総合評点が950点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の総合評点が950点以上であること)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 総合評点が1,050点未満の者にあつては、施工場所の所在する東京都又は隣接する県内のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
隣接県：神奈川県、埼玉県、山梨県、千葉県
- (6) 平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を満足する新営工事(躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。)を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が

20%以上の場合のものに限る)。

ア 建物用途 問わない。ただし、エレベーター（かご床面積 1.1 m²以下のものを除く）を有する建物

構造 S 造又は SRC 造

階数 地上 2 階建て以上

建物規模 延べ面積 100 m²以上

経常建設共同企業体にあつては、上記アの施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1 級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ 平成 8 年 4 月 1 日以降に、元請として完成・引渡し完了した、上記 2 (6) アに掲げる経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る）。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任（監理）技術者が上記 (6) アの施工経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8) 本工事に共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単

体として申請書及び資料を提出することはできない。

- (9) 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数は3年以上であること。
- (10) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から独立行政法人労働者健康福祉機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町
580番地 ソリッドスクエア東館 17階
独立行政法人労働者健康福祉機構経理部
契約課契約班 電話 044-556-9852

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成23年8月17日から平成23年8月29日までの午前10時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

イ 交付場所

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町
580番地 ソリッドスクエア東館 17階
独立行政法人労働者健康福祉機構
経理部契約課契約班

ウ 交付方法

上記イの場所で直接、交付を受ける方法の他、郵送による交付を希望する場合は、上記イあてに「高尾みこ

るも霊堂エレベーター棟・渡り廊下新築その他（第1期）工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先(住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの)、担当者の名刺及び郵便切手740円(簡易書留料金)を同封し、上記アの交付期間内に必着するよう送付すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成23年8月17日から平成23年8月29日までの午前10時から午後5時まで、ただし、最終締め切り日8月29日は午後1時まで(土・日曜日、祝日を除く)上記3(1)に持参すること。ただし郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の提出方法は、持参すること。

ア 入札は、平成23年9月29日(木) 午後2時 独立行政法人労働者健康福祉機構経理部会議室にて行う。

イ 開札は、平成23年9月29日(木) 午後2時 独立行政法人労働者健康福祉機構経理部会議室にて行う。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除。

イ 契約保証金 請負代金の10分の1以上

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康福祉機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予

定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。